

Ⅲ. 口座取引の解約および口座の閉鎖

1. はじめに

預金口座等の口座の開設を伴う継続的銀行取引（当座勘定取引等）が解消される場合には、当然口座の閉鎖が行われることになる。その意味では、口座の閉鎖ということは、単に口座そのものの解消ではなく、その基礎となっている基本的な契約関係全体の解消も意味することとなろう。諸外国の銀行取引約款を見ると、口座の閉鎖を規定している例がかなり見られるが（たとえばアメリカの Chase Checking And Savings Accounts Customer Agreement（以下 Chase, Customer Agreement と略称する。）、ベルギーの諸行為に関する一般規則、フランスのクレディ・リヨネ銀行・預金口座約款）、これらの約款における口座の閉鎖の概念は、言うまでもなく、基本となる契約関係とは別に、単に口座自体の閉鎖そのものだけを取り上げているわけではなく、口座開設の基礎となった契約関係の解消をも含めた意味で口座の閉鎖という概念を使っているものと思われる。

わが国の銀行取引約款では口座の閉鎖という項目はなく、その用語も使われていない。ただ若干の約款（各種の預金規定ひな型、当座勘定規定ひな型）が取引の解約を規定している。このことは、おそらく口座の閉鎖ということは、口座設定の基礎となった基本的契約関係の解消の結果に過ぎず、約款で規定すべき点は、基本となる契約関係の解消の問題であり、銀行取引においてはそのレベルで規定すれば足りると解しているものと思われる。その意味では、わが国の約款は、上記の諸外国の約款が口座閉鎖を規定することによりその前提としての基本的契約関係の解消をも含めて規定したと考えられるのに対して、逆

に基本的契約関係の解消についての規定を置き、その中に当然口座自体の閉鎖の意味も含めているものといえる。この点については、ドイツの銀行取引約款も同様の構成をとっているものといえる(たとえばドイツにおける銀行取引で一般的に用いられている取引口座としては、振替決済口座(Girokonto)や当座勘定口座(Kontokorrentkreditkonto)があるが、これらの口座開設の前提としては、振替決済契約(Girovertrag)または当座勘定契約(Kontokorrentkreditvertrag)が存在する。したがって、上記の口座の終了ないし閉鎖は、その前提として上述の契約の解消が行われるわけである。)

口座の閉鎖というにせよ、あるいは取引関係の解消というにせよ、ここで取り上げ検討すべき点は、口座自体の閉鎖を伴う銀行取引の解消という点が、諸外国の約款においてどのように取り扱われているかという点である。

銀行取引において口座の閉鎖という結果をもたらす取引関係の解消は、主として当事者による解約によって行われる。わが国における当座勘定契約については、その基本的契約関係は委任関係であり本人の死亡または破産もまた委任の終了事由であることから、これらの事由の発生も当座勘定契約の終了原因となり、当座預金口座の解消をもたらすことになる。もっとも、その他の預金契約では、本人の死亡や破産が当然に預金契約を解消し、口座の閉鎖という結果をもたらすわけではない。

本稿では、全ての銀行取引についての解消の問題を扱うわけではなく、主として口座が設定されている継続的銀行取引関係の解約を取り上げるにすぎない。また、本稿では、直接には口座の閉鎖をもたらすものではないが、口座が機能していない場合として、睡眠口座についても、その約款上の取り扱いについても簡単に触れることにしたい。

2. 取引の解約

(1) 各種の約款と解約規定の存在形態

調査対象となった諸外国における銀行取引約款（金融法務研究会・各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説—所収の各国約款）の存在形態をみると、銀行取引全体を規整対象とする包括的取引約款が存在する場合と個別的取引についてのみ取引約款を有する場合とが考えられる。前者の包括的取引約款を有する例としては、ドイツ、スイスおよびベルギーの例が挙げられる。これらの約款ではいずれも取引の解約についての規定を置いている。これらの銀行取引全体を対象とする解約規定の他に各種の個別的な取引類型ごとに存在する約款にも解約規定が存在するのかどうか明らかではない（スイスの当座勘定契約書式には解約条項は存在しない）。おそらく、これらの包括的な基本約款が各種の取引類型ごとの個別約款の前提となり、この取引にも当然適用される以上、基本的には個々の取引における契約関係の解消もこれらの基本約款における解約規定にまかなわれ、処理されることになるものと考えられる（たとえばドイツでは、銀行と顧客との間のユーロ・チェック・サービスについての取引に関しては、「ユーロ・チェック・カードについての約款」が使われているが、この約款には解約についての規定が存在していない。これは、ユーロ・チェック・サービス取引における解約については、基本約款の解約条項を適用することを前提としたものであるとされている（H.Ahlers, Die neuen Bedingungen für ec-Karten, WM 1995, S.607.））。

上記の包括的基本約款における解約規定は、後述するようにドイツにおける銀行普通取引約款における規定がかなり詳細であり、顧客側の利益も考慮した解約規定であるのに対して、スイスおよびベルギーの基本約款の解約規

定は極めて簡単であり、かつ銀行側からの解約がなしうる旨の規定しか存在しない。

また、上記の包括的な基本約款をもたず、個別的な取引類型ごとのみを有する場合には、これらの個別約款の多くに解約規定が存在する。

(2) 諸外国の約款における解約規定

① ドイツの銀行普通取引約款における解約規定

a. ドイツの銀行普通取引約款における解約条項は、顧客側と銀行側とに分けて規定し、それぞれに解約告知権を認める規定を置いている。そしていずれの側にも、いつでも行使しうる自由な解約告知権と重要な理由に基づいてのみ行使しうる解約告知権の両者を認めている。すなわち、期間の定めのない取引関係で、かつ解約告知につき別段の定めがなされていない場合には、顧客または銀行はいつでも解約告知することができるとされている（銀行普通取引約款18条1項・19条1項）。当事者はこの自由な解約告知権の行使によって、全ての取引関係を解消しまたは個々の取引関係（たとえば小切手契約）のみを解消することができることになる。また上記のような一般的な解約規定の他に、変動利率貸付および継続的サービス取引における利息または対価の増額の場合にも、顧客は、他に別段の合意がない限り、変更通知後1ヶ月以内に即時に解約することを認めている（12条4項）。

上記のように、約款上顧客に対しては、いつでも即時の解約を認める自由な解約告知権が与えられており、銀行との取引関係を解消する自由が保障されている。もっとも、この顧客の有する自由な解約告知権は、取引関係につき期間の定めがなく、かつ解約告知につき別段の定めがな

されていない場合を前提としている。したがって、取引関係につき存続期間または解約告知につき異なった定めが合意されている場合には、約款規定によればその自由な行使はできないことになる。しかし、このような場合でも、顧客にとって取引を継続し難い重要な事由がある場合には、顧客保護の観点から顧客に解約告知をすることを認めざるを得ないであろう（またドイツ民法609 a条は、消費貸借契約につき、一定の期間利息を付す合意の下で締結された消費貸借契約につき、債務者側に一定の期間経過後、一定の条件の下に解約告知権を認めている。）。そこで、約款上も、期間の定めまたは解約につき別段の定めがなされている場合であっても、顧客に取引関係の継続が要求され得ない重要な理由が存在する場合には、顧客に即時の解約告知をすることが認められている（18条2項）。

b. このように約款は顧客、銀行いずれの側にも、同じように自由に行使しうる解約告知権を認めているが、ただ顧客の有する自由な解約告知権は告知期間を置くこと無しに即時に解約告知しうるのに対して、銀行は一定の告知期間を置くことが要求されており、この点において両者は大きな違いがある。この点は、1992年まで使われてきた旧銀行普通取引約款（1992年改正前銀行普通取引約款）における扱いが現行約款において改められた点である。すなわち、現行約款以前の旧約款においては、銀行側も告知期間を置くこと無しに、即時に解約告知しうるとされていたことから、銀行の自由な裁量による解約告知権の行使を認めるものとして、旧約款規定に対しては批判がなされてきた。そして、旧約款規定における銀行の即時の解約告知権に対しては、その行使に対して顧

客の利益を考慮すべき義務によって制約されるべきであるとして、結果的には顧客にとって不利益になる場合には行使が認められないとする考え方が、判例、学説によってとられてきていた (Helmut Merkel, Erläuterung der neuen Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, Teil II (Nr. 11-20), Norbert Horn(Hrsg.), Die AGB-Banken 1993,S.40(1994),Norbert Horn, Die AGB-Banken als Grundlage des Bankprivatrechts, N. Horn(Hrsg.), a.a.O.,S.124-125)。そこで、1993年の新約款においては、これらの批判を受け入れて、上記のように改定されたのである。そして、告知期間に関しては、顧客の正当な利益を考慮するに必要な相当の期間でなければならないとされており (Horn, a.a.O.,S.125.)、この点に関して約款自体が継続的な口座や寄託に関する取引の解約の場合には最低1ヶ月の期間が必要であると定めている。

なお、銀行の自由な解約告知権の行使については、上記のように原則として相当な告知期間を置くことが要求されているが、しかし、その例外として期間の定めのない貸付けまたは貸付けの約束については、解約告知について別段の定めもない場合には、告知期間を置くこと無しに即時に解約告知しうるものが、約款上規定されている (19条2項)。ただこの場合でも、従来から銀行は解約告知権の行使に際して、顧客の正当な利益を考慮する義務があるとされており (Horn, a.a.O.,S.125.)、このことは19条2項但し書に明文化されている。

c. また、約款は、銀行側に対しても、重要な理由がある場合には即時の解約告知をする権利を認めている。すなわち、銀行に対して、顧客の正当な利益の相当な考慮の下においても、なお取引関係の継続を要求し得

ない重要な理由がある場合には、銀行は取引関係を即時に解約することが認められるとしている（19条3項）。この場合の取引関係の継続を要求し得ない重要な理由としては、顧客が、銀行の融資決定等にとって著しい重要性をもつ、自己の財産状況に関して不実の表示をした場合、顧客の財産状況の重要な悪化が生じた場合または生じるおそれがある場合、合意された担保の設定または増担保の義務に従わなかった場合が例示されている（19条3項）。

その他、銀行側の解約告知に関する約款規定には、消費者保護のために制定された消費者信用法の解約制限を受けた規定も定められている。すなわち、約款19条4項は、消費者信用法が消費者への融資の返済の遅滞による解約告知につき、特別規定を定めている限り、銀行はこの規定の基準によってのみ解約告知することができることとされている。この点に関して、消費者信用法は、消費者に対する賦払債務の履行遅滞を理由とする解約告知については、分割弁済における1回のみでの履行遅滞または債務のわずかな部分のみでの履行遅滞の場合には、これを認めず、少なくとも連続して2回にわたる履行遅滞と融資額の一定割合以上の遅滞の場合のみに解約告知が認められるとしている（消費者信用法12条1項）。そして、解約告知する場合も、督促後2週間の猶予期間を定めた催告が必要であると定めている（12条1項）。したがって、前述した約款上銀行に認められている解約告知権の行使は、債務者が消費者の場合には上述した消費者信用法による制約の下でのみ行使が認められることになる。

d. 銀行取引において、当事者の一方からの解約告知によって取引関係が解消されることになるが、解消に伴い即時の処理が必要となる事項（小

切手用紙の返還等)もあるが、他面では清算のために一定の期間が必要な場合もある。この点に関して、約款は、即時の解約がなされた場合には、銀行に対して顧客に清算のために相当の期間を認めなければならないとしている。そして、特にその必要性に関して、「特に融資の返済のために」という点を例示している。このことは、融資取引が解約された場合に、債務者が銀行への返済のために資金を準備する等のための時間的余裕を与えなければならないことを意味しているものと思われ、わが国における銀行取引の解消の場合のように、銀行が当然に相殺または差引計算によって即時に貸付金を回収するということを前提としているわけではないのであろう。

② イタリアの「当座勘定に関する規則」における解約規定

a. 期間の定めのない当座勘定契約における解約

当座勘定に関する規則においては、期間の定めのない当座勘定取引およびそれに付随する小切手契約については、当事者はいつでもこれを解約できることが規定されている。すなわち、同規則7条7項は、別段の合意がない限り、信用供与その他の融資の供与に関する前条に定められた規定に従い、それぞれの当事者は、金額のいかんを問わず、支払われるべき金額の即座の決済を請求し、1日の通知期間をおいて当座勘定取引およびそれに付随する小切手契約を撤回することができる、と定めている。この規定により、銀行または顧客のいずれも、1日の通知期間をおいて契約を解約することができるわけである。

ただ上記規則における解約については、イタリア民法1833条第1項との関係が問題となる点が指摘されている(前田庸「イタリア「当座勘定

に関する規則」金融法務研究会・前掲162頁)。すなわち、同規定は、当座勘定契約が期間の定めのないものである場合につき、「各当事者は、少なくとも10日前に予め通知して、勘定の各閉鎖ごとに契約を解消することができる。」と規定しており、この規定の文言から解釈する限り、上記規則7条7項の解約規定は、民法に違反することになる。したがって、上記民法1833条1項は任意規定と解さないと、約款規定の効力が問題となる旨の指摘がなされている（前田庸・前掲162頁）。

また、当座勘定契約全体の解消とは別に、「当座勘定に関する規則」は、「銀行は、信用供与を、いつでも、たんに口頭の通知だけで、しかも、それが確定期限付でなされた場合であっても、撤回し、または、その額を減らし、もしくはそれを中断することができる。」と規定している（6条c項1文）。ここでいう信用供与は、おそらく当座貸越契約に基づく当座貸越を意味するものと考えられる。したがって、当座貸越契約に基づいて、銀行が銀行が供与を約した信用供与についても、銀行は、いつでも、特別の理由なく口頭の通知をするだけで解約しうることが認められているわけである。この解約に関する約款規定と、イタリア民法による当座貸越契約に対する規整との関係では、同民法1845条1項が、「期限到来前は、正当な理由がない限り、契約を解消することができない。」と規定していることと一見矛盾するが、しかし、同規定が「反対の特約ある場合を除き」と規定していることから、上記約款規定は、この反対の特約に当たるものと解されているのではないかと、との指摘がなされている（前田（庸）・前掲159頁）。ただこの約款の解約規定に関しては、同規定がさらに、銀行が解約をした場合には、銀行は顧客から支払われる

べき金額につき、口座主に対して1日を下らない前に書留郵便による通知をしなければならないとしている（6条c項2文）点との関係もまた問題となる（前田庸・前掲159頁参照）。すなわち、同条項の趣旨が、上記書留郵便による通知がなされてから1日を経過すれば支払期限が到来する趣旨と解した場合には、同約款条項は、1845条2項が、契約の解消に際しては、顧客による与信の利用を停止させるが、利用されている金額の返還については、銀行は顧客に対して15日の期限を付与しなければならないと定めていることと矛盾し、同規定に違反することとなる。特に、1845条2項が1項と異なり、別段の合意がある場合を除くとする定めが為されていないことから、上記約款条項を前述のように解釈すると、同規定に違反するということは避け難いことになろう（前田庸・前掲159頁—160頁）。その意味では、上記約款の6条c項2文の解釈は問題となる。

なお、上記当座貸越における信用供与契約については、顧客もまた、「支払うべき全額を支払うことによって、」同契約を終了させることが、当然認められている（6条c項3文）。

b. 確定期限の定めのある当座勘定取引の解約

当座勘定に関する規則21条2項は、「当事者の一方から支払期日の少なくとも3日前に取引の解除の書面による予告が来ないときは、預金額は、利息が元金に組入れられて定期預金とされ、次にくる支払期日に同様に前と同じ期間で当然に更新されるものとする。」と規定している。この規則21条は、確定期限のある当座勘定取引に関する規定であると解されている（前田庸・前掲175頁）ことから、上記約款規定は、確定期限

のある当座勘定取引の期限が来た場合に、当事者が契約の継続を希望している場合には、そのまま自動的に更新されることを認めた規定である。その意味では、同規定は直接には取引の自動更新に関する規定であるが、それと同時に同規定は、当事者の一方が支払期日の3日前までに書面で解約を告知していれば、取引は自動更新されず、取引は解消されることを前提としているものと考えられる。したがって、同規定の反対解釈として、確定期限の定めのある当座勘定取引については、いずれの当事者も解約することができ、ただその要件として支払期日の3日前までに書面で解約告知をしなければならないとされているわけである。

c. 解約後の事後処理の問題

取引解消後の処理に関して、当座勘定に関する規則は、解除後の小切手の支払に関して規定を置いている。すなわち、同規則15条1項は、顧客または銀行により当座勘定契約またはそれに付随する小切手契約が解除された場合には、銀行は解除の効力が生じた日より後の日付で振出された小切手については、支払いの義務を負わないと定める（a号）とともに、信用供与を解除した場合には、口座主は、解除の通知を受け取る前に発行した小切手でまだ呈示されておらず、かつ、呈示期間がまだ経過していないものの支払に必要な資金を直ちに提供しなければならないと定めている（b号）。この規定によれば、当座勘定契約が、いずれかを問わず当事者によって解除された場合には、解除の効力が生じた日以後の振出日付による小切手については、銀行は支払い義務を負わないことになる。ただ、銀行による信用供与のみの解除の場合には、口座主が解除の通知を受け取る前に振り出した小切手については、銀行は顧客から

その資金の提供を受けることを前提に支払い義務を負っていると考えられる（前田庸・前掲169頁）。このように信用供与のみの解約の場合において、銀行が条件付きながら小切手の支払義務を負うものとされているのは、結局この場合は当座勘定契約における当座貸越契約のみの解除がなされた場合であることから、銀行は口座主に対しては当座勘定契約自体に基づく受任者としての義務を依然として負っており、口座主の振り出した小切手については当座預金口座に残高がある以上は、銀行はその支払義務を負っていることを考慮して定められたものであろう。

なお、上記規定で、銀行による信用供与の解除の通知受領前の小切手振出しに関しては、小切手上の振出日付の記載を基準とするのではなく、実際の振出日を基準としているようである。しかし、この点は銀行にとって実際の振出日を知ることは難しく、解釈により振出日付を基準とせざるを得ないであろうとする指摘がなされている（前田庸・前掲170、171頁）。

③ その他の約款における解約・口座閉鎖に関する規定

金融法務研究会前掲書で取り上げた約款のうち、アメリカの Chase, Customer Agreement、ベルギーの諸行為に関する一般規則、スイスの模範取引約款およびスイスのクレディ・スイス約款は、取引の解約に関しては、いずれも銀行による解約についての規定のみを有する。すなわち、Chase, Customer Agreement においては、銀行は書面の通知によりいつでも口座閉鎖ができると定めており、ベルギーの諸行為に関する一般規則でも、期間の定めのない取引でかつ解約について予告期間を定めていない場合については、銀行はいつでも即時に解約ができる旨を定めている。また、ス

イスの模範普通取引約款およびクレディ・スイス約款もいつでも即時に解約することを銀行に認めている。

さらに、上記のベルギーの諸行為に関する一般規則では、口座閉鎖に関しては、上記の解約による場合の他に、残高なしまたは残高不足でなされた小切手による処分行為は、口座の閉鎖原因となりうると定めている（2条8項）。この規定は、おそらく小切手の不渡りの場合には、当座預金口座の解約を導く趣旨であると考えられるが、上記解約告知を認める規定との関係が問題となる。すなわち、口座主たる顧客がその振出した小切手を不渡りにした場合には、そのことによって自動的に口座が解約されることを意味するのか、または単に解約事由になるに過ぎないのか、必ずしも明らかではなく、おそらく規定の仕方から見て、後者のようにも考えられる。そうだとすると、銀行にいつでも即時に解約することを認める規定の他に、上記のような不渡小切手に関してわざわざ解約しうることを規定する必要があるのか、疑問となる。あるいは、一般的な解約告知が期限の定めがなく、かつ予告期間の定めもない場合を前提としていることから、確定期限あるいは解約告知について予告期間の定めのある場合に、不渡小切手を出した顧客に対して、銀行側に即時の解約告知権を与えたものと解すべきかもしれない。

その他に、フランスのクレディ・リヨネ銀行預金口座約款では、直接解約の可否や解約手続を定める規定はないが、口座の閉鎖には常に、未使用小切手用紙と口座に付属するカードの返還を要するとする規定が存在している（「口座の閉鎖」(23)）。おそらくこの規定は、顧客がいつでも取引を解約しうることを前提としたものであり、その前提の下で顧客が解約する

場合に要求される一定の措置を定めたものと考えられる。

④ わが国の預金取引および当座勘定取引における解約条項

a. 預金取引の解約

わが国における口座設定を伴う継続的な銀行取引に関する約款規定を見ると、取引の解消に関しては、各種の預金規定および当座勘定規定における解約条項が存在する。すなわち、普通預金規定、貯蓄預金規定等には、いずれも解約に関する規定が存在する。しかし、これらの規定は、単に解約しようとする顧客に通帳を持参して口座開設店に申し出ることを要求しているにすぎず、解約の要件等を定めているわけではない。上記解約規定の目的は、解約は口座開設店に申し出なければならないことを明らかにしようとしたものである。したがって、いわば単に解約手続きの便宜上の観点から定められているにすぎない。もちろんこのような便宜上の観点からとはいえ、このような解約に関する規定の存在は、その前提として、顧客はいつでも預金取引を解約して口座を閉鎖することが認められているものと考えられる。

また、総合口座取引においては、約款規定上取引の解消に関しては二つの場合が定められている。一つは、総合口座取引に含まれている普通預金口座を解約する場合であり、他の一つは総合口座取引上の当座貸越取引の解消の場合である。前者に関しては、約款は普通預金口座を解約の場合は通帳持参のうえ、口座開設店に申し出ることを要求するとともに、普通預金口座の解約によって、総合口座取引も終了するものとしており、かつその結果貸越元利金が即時の返済義務が生ずることを定めている。また後者に関しては、顧客に付き一定の信用懸念事由が生じた場

合には、顧客は当然にまたは請求により期限の利益を喪失し、即時の弁済義務が生ずるが、さらにこの場合には銀行は貸越を中止し、又は貸越取引を解約できるものと定めている。この後者の貸越の中止または貸越契約の解約は、前記イタリヤにおける当座取引に関する規則上の当座取引中の信用供与の中止または解約と同様の規定であろう。

b. 当座勘定取引の解消

(a) 当座勘定取引に関しては、当座勘定規定では当事者の一方の都合でいつでも解約できることを認めている（23条）。すなわち当事者双方に解約告知権を認めている。もっとも、民法上委任契約の当事者はいつでも契約を解除することができることとされていることから（民法651条1項）、当座勘定契約も委任契約を基礎としている以上、当事者双方から解約しうることは、当然であり、上記約款規定はこのことを示したにすぎないともいえる。この当事者による解約以外に、当座勘定取引が解消し、口座の閉鎖が生ずる場合としては、委任の一般的終了事由としての当事者の死亡、破産および禁治産宣告による取引の終了があるが、これらのうち当座勘定取引に関しては、顧客の死亡、破産による終了が通常考えられる。これらの取引の終了に関しては、特に約款上には規定はなく、民法の規定によることになる。

解約の手續に関しては、顧客たる当座取引先による解約の場合には書面による通知の必要性が定められている。また、銀行による解約の通知は、当座勘定規定においては、延着または到達しなかったときでも、届け出られた顧客の住所に宛てて発信した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすと規定され（23条2項）、民法の到達

主義の原則を前提としつつも、みなし到達規定を置いて、現実の延着または不到達の場合に備えている。ただ当座取引先が手形交換所の取引停止処分を受けたことによる解約の場合には、即座に解約の効果を生ぜしめる必要性があるため、発信主義が取られている（23条3項）。

(b) ところで上記当座勘定規定が両当事者に解約告知権を認めていることに関しては、この規定に基づき顧客が即時に解約することについては、特に問題は生じないが、これと異なり、銀行が即時に解約しうることについては、顧客の利益保護の観点から問題が生ずる。すなわち、銀行による当座勘定取引の即時の解約の場合には、当座取引先にとっては新たに他の銀行に当座勘定取引を開設するまでは手形・小切手の利用ができないという不便を被るし、さらにはすでに振り出された手形・小切手が不渡りになり、場合によっては銀行取引停止処分を受けるといふ不利益が生ずることになる。

もっとも、このような当事者の一方の解約による他方の当事者の不利益の問題に関しては、民法の委任規定は、当事者の一方が相手方の不利な時期に解除した場合には、やむことえざる事由がある場合を除いては、発生した損害について解約した一方の当事者は損害賠償義務を負うものと定めている。したがって、銀行の即時の解約によって、当座取引先が上記のような不利益を被った場合には、その損害を賠償請求できることになるとも考えられる（鈴木禄弥・中馬義直・菅原菊志・前田庸・注釈銀行取引約定書・当座勘定規定223頁参照）。もちろん、やむことをえざる事由がある場合には、銀行は解約による損害賠償義務を負わないとされており、このような場合としては、当座取引

先が銀行取引停止処分を受けた場合、度々の支払資金不足・預入れの遅延の問題を生ぜしめている場合あるいは長期にわたり当座勘定の受払がない等の場合などが考えられ、このような場合にはたとえ不利な時期における解約であっても損害賠償義務を負わないと解される（鈴木他・前掲書223頁）。しかし、そのような特別の事由がない場合には、当座取引先による解約の場合と異なり、銀行側の即時の解約の場合は、上記の損害賠償義務の問題や解約権の濫用の問題を生ぜしめるとも考えられる。それゆえ、やむことをえざる理由がない場合には、銀行は顧客たる当座取引先の解約による不利益の発生を避けるために、後述の個人当座用の当座勘定規定が定めているように、解約自体が制限されると解すべきではないであろうか。したがって、上記解約条項の文言にもかかわらず、銀行による解約の場合には相当な期間を予告して解約するか、または解約自体が制限されると解すべきであろう。すなわち、ドイツの銀行普通取引約款が定めているように、銀行による即時の解約は重要な理由がある場合にのみなしうるものとし、そうでない場合に関しては、一定の告知期間をおいてのみ解約することを認めることにする方が、銀行取引約款としては妥当なのではないだろうか。

(c) 当座勘定取引の解約に関しては、前記の業者を対象とした一般の当座勘定規定における解約規定とは別に、個人当座用の当座勘定規定においては、取引の解約については、当座取引先による解約の場合と銀行による解約の場合とを分けて規定している。すなわち、同当座勘定規定によれば、当事者のうち当座取引先である顧客の方は、その都

合によりいつでも解約しうるとされているのに対して、銀行は、長期間にわたり当座勘定の受け払いがない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払停止その他相互の信頼関係が失われた場合において、何時でも解約しうると定められている（当座勘定規定（個人当座用）23条）（なお、同様の規定は、専用約束手形口用の当座勘定規定にも存在する。）。

したがって、銀行側による解約は上記の事由が存在する場合のみに限られると解することができ、銀行による一方的な解約を制限しているものといえよう。おそらく個人当座用の約款においてこのような銀行による解約を制限したのは、個人を対象とした当座勘定取引が消費者を対象とした金融取引であり、消費者保護の観点を重視したものである（本間輝雄「新当座勘定規定ひな型について」217号6頁、鈴木正和・石井眞司「当座勘定規定ひな型の逐条解説」手形研究217号31頁）。もっとも、上記のような銀行側の解約について一定の事由がある場合に限定するという点に関しては、消費者取引に限られるべきではなく、前述したように一般企業を対象とした当座勘定取引についても同じように妥当するものと思われる（前記、本間・前掲6頁参照）。

(d) 当座勘定取引の解消の場合の事後処理に関しては、当座勘定規定は、取引終了前に振り出された手形、小切手に関しても、銀行は支払義務を負わない旨を定めている（当座勘定規定24条1項）。この規定を文字どおり解釈すれば、銀行は当座勘定取引が解消された場合には、解消前に振り出された手形等についても、当然に支払いを拒絶しうるとも考えられる。しかし、このような場合に、当座取引先がすでに振

り出され、未決済の手形、小切手につき回収等の処置を迅速にとらない限り、手形、小切手の不渡りは避け難いことになり、取引先は大きな不利益を被る危険性が生ずる。したがって、銀行による解約の場合には、右の規定にもかかわらず、解約前に振り出された手形、小切手が解約後に支払呈示された場合には、残高により支払いが可能な場合には、取引先に連絡し、その指図により措置すべき義務を負っているものと解すべきであろう。けだし、当座取引先による解約の場合とはもかくとして、銀行による解約や取引先死亡の場合の取引終了の場合には、銀行は支払権限を依然として有しており、解消後に支払呈示された手形等についても支払いをすれば、それは当座取引先の計算に帰せしめることが可能であること、さらに委任事務終了後においても受任者は委任者のために必要な応急処分義務を負っていることを考えると、銀行による解約または取引先死亡の場合には、支払資金としての残高が存在する場合には、銀行は解消前に振り出された手形等について、支払いをなすべきか否か取引先に指示を求める義務を負っていると考えられるからである（吉原省三・銀行取引法の諸問題〈第2集〉62頁参照）。したがって、当座勘定規定もそのように書き換えられることが望ましい。このように解するとすれば、取引が解約等により解消した場合でも、取引解消と同時に、口座が閉鎖されるわけではなく、口座自体は事後処理が終わるまで存続するものと解すべきであろう。

取引解消の場合の事後処理に関しては、当座勘定規定はさらに取引先が取引解消後直ちに未使用の手形・小切手用紙を返還することを義務づけており、合わせて当座勘定取引において未決済部分がある場合

には、その決済を要求する規定を定めている（当座勘定規定24条2項）。

3. 睡眠口座の扱い

前掲「各国銀行取引約款の検討」で取り上げられている諸外国の約款の中で睡眠口座を扱っている約款はイタリアの「当座勘定に関する規則」のみである。同規則9条は、1年間睡眠口座になっており、その債権残高が100,000リラ以下であるときは、その口座には利息は付されず、かつ、銀行はそれにつき報告書を送付しないでよい、と規定している。したがって、同規則における睡眠口座の扱いは、口座を閉鎖するわけではなく、単に付利および顧客に対する報告の停止に止まるわけである。これに対して、アメリカ銀行の営業用預金口座に関しては、約款自体による規定ではないが、その内容説明書によれば、営業用小切手口座および商人用小切手口座については、残高がゼロになった場合には自動的に閉鎖されるものと説明されている。

わが国の睡眠口座の扱いに関しては、特に約款上の規定はないが、実務では普通預金口座については、1年間にわたって入金、支払等がなく、残高が1千円未満のものは、整理口に移し休眠口座とすることとされている。また銀行によっては、さらにその後長期間経過した場合には別段預金の口座へ移すこともあるといわれている。

4. むすび

口座開設を伴う継続的な銀行取引の解約が、諸外国の銀行取引約款においてどのように取り扱われているかという点に関して、前記のように概観してきた

が、対象とした約款の数が限られているにもかかわらず、規定の仕方や内容はかなり異なっているという印象を受ける。

(1) まず、継続的銀行取引の解約に関しては、そもそも銀行・顧客両当事者にとって問題になることであり、いずれの側からも解約を行うことが予想されるにも拘わらず、両当事者のいずれの側の解約についてもこれを認める規定を置いた約款は、むしろ少ない。すなわち、当事者双方からの解約を認める規定を置いているのは、ドイツの銀行普通取引約款、イタリアの当座勘定に関する規則および日本の当座勘定規定のみであり、アメリカの Chase, Customer Agreement、ベルギーの諸行為に関する一般規則、スイスの模範銀行取引約款およびクレディ・スイス銀行の当座勘定規則はいずれも銀行が解約しうる旨を定める規定を置いているにすぎない。おそらくこれらの約款も顧客の解約権を否定しているわけではなく、銀行側の解約権を強調しているにすぎないのかとも思われるが、取引の解約についての約款の取り扱いとしては、両当事者の公平な扱いを欠いているようにも思われる。いずれにせよ、これらの約款によって取引が行われている国々において顧客側からの解約がどのように扱われているのかは、上記の約款規定からだけでは明らかではなく、約款の背景に存在するそれぞれの国の私法、その他銀行取引を規整する法制度および銀行取引での実務の取り扱い状況をさらに検討する事が必要であろう。

(2) 継続的銀行取引の解約についての約款規定に関しては、上記におけるような両当事者にとって公平に規定されているか否かという観点からだけではなく、さらに解約に関して顧客の保護という観点からも問題となる。すなわち、当座勘定取引のような継続的銀行取引の解約に関しては、顧客の都合に

よる解約の場合は、銀行側にとって特に不利益になるという点は考えにくい
が、逆に銀行による解約の場合には取引先たる顧客にとって少なからず影響
が生ずる事が考えられよう。たとえば、顧客にとっては新たに当座勘定取引
を他に開設するまでは手形・小切手の利用ができないという不便が生ずるし、
さらにはすでに振り出された手形・小切手が決済されないという不利益も考
えられる。したがって、解約に関しては、約款が単に双方の解約を認める
という規定を置いているだけでは、解約についての約款の取り扱いとしては適
切とは言えないであろう。この点に関しては、ドイツの銀行普通取引約款が
取引先たる顧客の利益を積極的配慮した規定を置いている。すなわち、同約
款は銀行・顧客双方に対して自由な解約告知権を与えつつも、銀行側に対し
ては解約告知する場合には相当の告知期間を置くことを要求しており、さら
に即時の解約をなしうる場合については、一定の重要な事由がある場合に限
定している。そのうえさらに銀行側の解約告知に際しては、顧客の正当な利
益の考慮を義務づけている。また、わが国の当座勘定規定のうち、個人当座
用の約款においては、銀行は一定の重要な事由がある場合に即時の解約をな
しうると定め、解約による顧客側の不利益を避けるための配慮を行っている。
ただ一般の事業者用の当座勘定規定では、上記のような配慮はなされていな
い。その他イタリアの当座勘定に関する規則においても上記のような配慮は、
とくになされていない。

(3)一① 解約の効果と事後処理に関しては、各約款を見ても、規定を置いて
いないかまたは簡単な規定があるにすぎない。当座預金契約等の継続的取
引関係の解消の場合には、当然取引期間中に発生した債権債務関係の清算
が必要となるが、この点については、イタリアの当座勘定に関する規則で

は、当座勘定取引の解約に際しては即座の決済を要求する規定が定められており、スイスの普通取引約款（11条）およびクレディ・スイス約款（12条）は顧客の銀行に対する債務は解約によって直ちに返済期限が到来することを明示している。またわが国の当座勘定規定でも、当座勘定取引が終了した場合には、当座勘定の決済を要求している。以上の約款規定は、いずれも解約等の取引の解消の場合には、直ちに債権債務関係の決済を行い、清算することを要求している。これに対して、ドイツの銀行普通取引約款では、告知期間なしの解約の場合には、小切手用紙の返却等の即時の処理が必要でない限り、銀行は顧客に対して清算のために相当の期間を認めなければならないとしており、清算に関して顧客に準備期間を与えており、この点でも取引解消に際しての顧客の利益の配慮をしている。

② 当座預金取引の解消の場合には、解消後に支払呈示された手形・小切手の処理の問題が生ずるが、この点に関しては、イタリアの当座勘定に関する規則では、解除後の日付で振出された小切手については、銀行は支払義務を負わないとしている。また、当座勘定取引に付随する信用供与契約が解除された場合には、口座主が解除の通知を受ける前に振り出した小切手については、口座主が支払資金を銀行に提供しなければならないことを定めている。これらの規定から、同当座勘定に関する規則の下では、当座勘定取引の解約あるいは当座貸越契約の解約の場合にも、解約前に振り出された小切手については、残高に支払資金が残っている限り、銀行は支払義務を負っているものと考えられる。

これに対して、わが国の当座勘定規定では、取引終了前に振り出された手形・小切手あるいは引受けられた為替手形についても、銀行は支払義務

を負わないとしている。しかし、前述したようにわが国の約款においても、残高の有無にかかわらず、支払義務を負わないとするのは妥当ではなく、残高がある場合には、手形・小切手を振り出した当座取引先に支払いの可否についての指示を求めることにする方が適切であろう。

③ また当座間取引の解消と手形・小切手に関しては、解消後の未使用手形・小切手用紙の処理が問題となるが、この点については、多くの約款で解消に際して直ちに未使用の用紙の返還を顧客に義務づける規定を置いている。わが国の当座勘定規定も、同様に取引終了に際して直ちに未使用の用紙の返却を要求する規定を置いている。

(4) 最後に、継続的銀行取引の解消に際しての消費者保護に関しては、各国約款を見ても、ドイツの銀行普通取引約款の解約規定を除いては、特に規定は設けられていないし、格別配慮されているとも思われない。ただドイツの銀行普通取引約款の解約規定は、消費者信用法の適用に関する規定を除いても、全体的に解約に際しての取引先たる顧客の保護を重視しており、このことは近年において高まってきている銀行取引における消費者保護の要請をかなり考慮したものともいえる。その意味では、解約規定全体が消費者保護に配慮したものとなっているように思われる。そしてさらに、消費者信用法が適用される場合についての解約の制限についての規定も定められている（前記Ⅱ 2 (1)③参照）。

また、わが国の個人当座用の当座勘定規定の解約規定では、前述したような消費者保護を念頭に置いた銀行による解約の制限を定めている（前記Ⅱ 2 (4)②ハ参照）。ただこのような銀行による解約の制限は、前述したように必ずしも消費者保護的な面からのみ考慮されるべきものではなく、当座取引先

たる顧客保護の一般的観点からも事業者用の当座勘定規定においても考慮されるべきものであろう。

〔前 田 重 行〕